

資料

中国における 海洋政策と法的制度について

金 永 明

(上海社会科学院法学研究所副研究员)

- 一 はじめに
 - 二 中国における海洋開発の必要性およびその実施可能性
 - 三 国際社会・地域における海洋開発に関する法的制度の概要
 - 四 中国における海洋開発に関する法的制度の特徴及び今後の主な任務
 - 五 おわりに
- 一 はじめに

二十一世紀は海洋の世紀と呼ばれ、各国で、海洋の開発および利用と保護がますます重要になっている。また、政策の制定と法的制度の完備により一定の成果をおさめた。このような状況のなかで、中国も力を入れ、海洋の政策と法的制度を重視し、多くの海洋に関する制度を完備しつつある現状である。他国の中国の海洋に関する政策と法的制度を正確に理解するだけでなく、

く、関係のある海洋に関する紛争の合理的な解決にも役立てるために、中国における海洋に関する政策と法的制度を紹介し、論述する必要がある。

二 中国における海洋開発の必要性およびその 実施可能性

(一) 中国における海洋開発の必要性

中国は、二〇〇二年に既に「海洋の開発」の政策を打ち出した。また、二〇〇四年にも「海洋の開発と保護」の対策を出し、それ以来、これが国家の基本的な戦略になっている。中国の海洋開発の必要性について、主に次のような理由が挙げられる。

1 中国の海洋位置が相対的に不利で、平均資源が少ない。黄海、東海及び南海は各国の排他的経済水域に囲まれ、大洋への延長ができない、海洋活動も難しい。また、中国が陸地の面積九百六十万平方キロを有し、沿岸で面積が五百平方メートルを超える島は六千五百あまりに達し、島の沿岸線の長さは一万四千キロになり、既に開発した漁業海域の面積を八十一万八千方海里に達し、海域の盆地面積が約七十万平方キロも有し、中国の管轄権を有する海域での石油資源が約二百五十万億トン、天然ガスの量は約八億立方メートルにもあるが、中国の人口で割ると、一人あたり国際社会の平均水準よりはるかに低い。

2 中国の陸地において主な資源が嚴重に不足し、エネルギーへの海外依存度がますます上昇している。中国の陸地平均面積が一人で〇点〇〇七平方キロにすぎず、世界の一人あたりの平均水準〇点三平方キロよりかなり低い。中国淡水の一人あたりの水準は世界の平均水準の四分の一にも達していない。また、中国は、国内のエネルギー需要は日増しに増加している。中国は、一九九三年に初めて石油の純輸入国になって以来、その石油輸入量は急上昇を続けてきた。たとえば、二〇〇二年には六九四一万吨であったのが二〇〇三年には九一二万吨に増加し、二〇〇四年には更に一億二七三万吨に大幅増加し、二〇〇五年には一点三億トンに達した。二〇〇四年は二〇〇三年比で三四点七パーセント増え、二〇〇五年は二〇〇四年比で三点三パーセント増えている。予測によれば、二〇一〇年の中国の石油消費は三億トンに達し、二〇二〇年には更に三点九億トンとなる。こうした石油の不足分の半分は海外からの供給に依存することになる。一般的に、国内資源需要が急上昇している主な原因としては、産業構造が適切さを欠いていること、産業のエネルギー消費が大きく効率性が低いこと、生産設備の生産技術が遅れていること、社会発展のスピードが速すぎることに、エネルギー利用の形式が単一であること、都市化の進展が早いこと、国外の高エネルギー消費産業が移転してきていること、浪費が深刻であること等が考えられる。こうした問題は近い将来には解決不能である。つまり、わが国はすでに深刻なエネルギーの安全

問題に直面しており、それがすでにわが国の経済社会の持続的発展を直接制約し、わが国の現代化建設の歩みに影響を与えているのである。

3 海洋開発は厳しい情勢に直面している。国際法ならびに「国連海洋法条約」の関連規定により、わが国が主張する管轄海域面積は三〇〇万平方キロに達するが、実際に制御している海域面積は二〇〇万平方キロに満たない。わが国の海洋開発を取り巻く周辺の状況は極めて厳しい。それは主に次のような点に現れている。

第一に、紛争のある海域面積が広い。わが国は内海渤海を除く別の海域で、他国との間に程度は異なるが様々な紛争を抱えている。また、周辺八カ国（朝鮮、韓国、日本、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア）との間に海域境界の問題が存在する上、このうちの五つの国との間には島の帰属をめぐる問題が存在する。その紛争海域面積は約一五〇万平方キロにも達する。

第二に、島嶼の占有状況が深刻である。東海では、日本がわが国の釣魚島等の島嶼を占有しており、南海では南沙諸島地域で各国との矛盾がより深刻である。南海の大きな海域はすでにベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ等の国によってそれぞれの排他的経済水域に組み入れられている。南沙諸島にはあわせて一七八の島があるが、現在のところすでに五一が各国によって占有されている。このうち他国が占

有している島が四十あまりあり、わが国が進駐しているのはわずか八島である。この点からも明らかな通り、島嶼帰属の問題は、境界をめぐる争いを含めて深刻である。

第三に、資源の利用面で試練に直面している。海洋生物資源、とりわけ漁業資源の権益が試練に直面している。紛争海域において、わが国の正常な漁業生産は騷擾に遭い、漁民はしばしば捜査、拿捕、ひどい場合には殺戮に遭い、漁業資源は略奪的な捕獲に遭っている。海洋石油天然ガス資源も同じで、ひどい場合には略奪的な開発を受けている。南海周辺の一部諸国は、わが国の南沙海域の石油天然ガス資源をほし、ままに採掘しており、そのためにわが国は南海で毎年約一億トンの石油を失っている。わが国の海洋資源利用は損失をこうむっている。

第四に、海洋資源の開発が遅れている。わが国の海洋資源(非生物資源)の開発利用度は低く、設備、技術は遅れており、また過度の開発が行われた海域では汚染が深刻である。わが国は太平洋の海底ですでに七点五万平方キロの金属性団塊鉱区の排他的探査開発権ならびに優先的な商業探掘権を獲得しているが、わが国の深海底資源探掘技術は、環境保護技術を含めて、厳しい試練に直面している。また、わが国がすでに探査を行った海域はきわめて限られており、なすべきことはあまりにも多い。このほか、わが国において、海域活動を管理する機関がばらばらに分断されているという欠点があり、強力な海上の総合的執法・権利維持集団を含めて、海洋事務を統一的に調整する

管理機構がなく、わが国の海洋事務を全体的に規範化するプラン、計画にも欠けている。このため、わが国は技術水準を含めて、管理水準を総合的に引き上げ、海洋事務に対応していく必要がある。

とにかく、わが国は、国情に照らし、外国の有用な経験に学んで、海洋開発をスピードアップし、国の海洋開発戦略を実行していく必要がある。海洋開発を保障するためのキーポイントは、海洋開発に付随する海洋開発の法律制度を整えることである。

(二) 中国における海洋開発の実施可能性

わが国は、海洋開発に関する経験を積み、また、開放改革政策を打ち出して実施してから二十七年も経過しており、海洋開発実施の基礎と実力、特に経済的な力を有している。これに関する要素は次のものが挙げられる。

第一に、海洋経済の発展が著しい。たとえば、わが国において千九七八年に主な海洋産業の総量がわずか約八十億元にとどまり、二〇〇三年に一万亿元にも達した。二〇〇五年に海洋産業の総量が一点七万亿元になり、国のGDPの四パーセントも占めた。また、海洋経済が国民経済増加の主要素になり、いっそうの増加の傾向も見られる。

第二に、海洋に携わる部門の企画の制定と完備。一九九六年に中国が中国における「二十一世紀の海洋アジェンダ」を制定し、海洋事業発展の持続可能な発展の戦略を打ち出した。一九

九八年にわが国の海洋事業の発展状況を紹介するために、政府が中国海洋事業の発展の白書を發表した。この白書はわが国の海洋事業における成果ならびに発展の過程で遵守すべき基本的政策と原則を全面的、体系的に説明している。また、海洋環境の保護、保全のために、わが国は「全国に適用の海洋保護の五期間（一九九六から二〇〇〇年まで）のプランと二〇一〇年に達する長期的な企画」を制定し、これにより、次のような「三大政策」を宣言した。つまり、予防の重視または中心及び予防と対策の結合、汚染者の環境回復の責任、環境管理の強化である。中国政府は、「中国海域使用管理法」、「中国海洋環境保護法」に基づいて、二〇〇二年に「全国海洋機能区分」を制定した。この文書の目的は、海域を合理的に利用し、海洋環境を保護し、海洋経済の持続可能な発展を促進することである。さらに、國務院が二〇〇三年に「全国海洋経済発展計画綱要」を發行した。この綱要は「海洋強國の建設」の戰略目標を唱えた。現在、中国において、以上の政策を全面的に実施している。

第三に、海洋管理作業の全面的な促進。海域の使用と管理について、海洋機能区分、海域の帰属及びその有償使用に関する法制を迅速に促進し、全国における海域の使用秩序が改善される。海洋環境の管理において、海洋環境の観測システムにより、わが国の沿岸海域への観測能力を強化し、海洋自然災害への対策を構築し、これにより、自然災害の損害、損失を減少する。海上の違法な行為の取締において、わが国は管轄のある海域の

違法な使用と利用行為に対して、嚴重に取締を実施してきた。これにより、わが国の海洋權益を維持している。

第四に、極地及び大洋の資源調査の実施。南極において、わが国は二十回の調査を経て、すでに「長城」、「中山」と名づけての科学考察駅を設置した。北極において、わが国は二回の科学考察を組織し、「黄河」名称の観測駅を設置し、このような活動と成果は、人類の極地への認識と平和的な利用に役立つだろう。また、深海底において、中国の大洋協会が二〇〇一年すでに国際深海底機構と契約を結んだ。これにより、中国は、契約に定めた太平洋の国際深海底に貯蔵している多金属結核の優先的な開発権を取得した。さらに、中国の「大洋一号」の大洋への科学考察活動（二〇〇五年四月二日から二〇〇六年一月二二日まで）も国際深海底の資源の確保は中国の資源へのニーズにも有利な影響を与えるだろう。また、国際深海底制度の実施を促進し、このような深海底の調査活動を積極的に評価しなければならぬ。

第五に、国際協力の強化。わが国は、海洋に関する協力活動に積極的に参加している。その目的の一つは、資源の確保である。つまり、経済発展の資源を各ルートにより、いろんな方法で取得する。たとえば、わが国は、二〇〇三年五月にロシアと「海洋領域における中ロ協力の協定」を結んだ。二〇〇四年以来、わが国は積極的に資源開発の協力相手を探している。たとえば、「上海協力機構」内での他国との資源開発協力プログラ

ム、また、アフリカ各国との資源協力プログラムの実施である。

第六に、海洋開発に関する技術の発展と整備。海洋開発には巨額の資金が必要であるだけでなく、高度な技術にも必要である。中国における海洋開発に関する技術は、開始の段階（新中国建国初期）および十年間の文化大革命期の停滞、または停止段階、改革開放後の発展段階を経て、現在は海洋開発に関する技術も上昇し、ある程度の開発技術を備えているといえる。また、国務院が、二〇〇六年二月九日に公布した「国家における中長期の科学と技術の発展企画に関する綱要（二〇〇六から二〇二〇年まで）」において、「海洋技術」をハイテクの一つとして位置づけ、優先的に発展させ促進する政策を打ち出し、これによって海洋開発に関する技術を確保してきたといえよう。

以上の中国における海洋開発の必要性と実施可能性の論述により、私は、中国の海洋開発が緊迫で、かつ可能であると結論したい。さしあたり、わが国は、自国の実情に照らし、外国の有用な経験に学んで、海洋開発をスピードアップし、国の海洋開発戦略を実行していく必要がある。しかし、海洋開発を保障するためのキープポイントは、海洋政策だけでなく、海洋開発に付随する海洋開発の法律制度を整えることである。

三 国際社会・地域における海洋開発に関する法的制度の概要

以上に述べた通り、国の海洋開発戦略を実施するために重要なことは、海洋開発の法律制度を利用し、整えることである。以下に、国際、地域（二国間）およびわが国の国内の関連制度、特に海洋開発に関する法的制度について考えてみる。

1 国際的な海洋開発の法律制度。周知の通り、国際社会で海洋開発を規範する主な法律は「国連海洋法条約」(the United Nations Conventions on the Law of the Sea, 以下「条約」と略称する)である。「条約」の海洋開発面での特徴は主に次の点である。

第一に、排他的経済水域と大陸棚の資源開発の制度を構築した。「条約」の第五十六条、第七十七条は、沿岸国が排他的経済水域と大陸棚の天然資源に対して探査、開発の権利を有し、沿岸国がその権利を行使するために海洋資源開発の関連施設を作ることができることを定めている。「条約」に存在する欠点は、「条約」が排他的経済水域と大陸棚の境界画定について原則のみを定めており、実際の操作性が欠けていることである。一方、肯定すべき点は、境界画定について合意ができない場合について、過渡期の一時的な措置を定めている点である（たとえば、「条約」第七十四条第三項、第八十三条第三項）。以上の

規定は、当事国間の矛盾、紛争を緩和することに積極的な役割を果たす。もちろん、沿岸国は有効な措置を採って海洋環境を保護する義務を負う。

第二に、人類共同の財産 (the common heritage of mankind) という原則が「条約」の中で地位を確立しており、この原則が「深海底」制度に用いられている。「深海底」制度は、各国が平等に「深海底」活動に参加し、「深海底」活動の利益を分かち合い、各国が「深海底」の環境を保護する義務と責任を負うとともに、海洋科学研究等を実施する権利を有することが定められている。また、「条約」は「深海底」制度が全人類の利益に寄与することを確実に保障するため、更に専門的に「深海底」の活動を管理し、監督する国際海底機構 (the International Seabed Authority) を設立した (たとえば、「条約」の第一条第一項、第一三三条第一項、第一三六条、第一四一条、第一四三條第三項、第一五六条第一項、第一五七条第一項)。さらに、国際社会の全体の利益を調整するために、「深海底」鉱物の開発から得た利益について、国際海底機構の内部機関を通して利益分配に関する内容の規定も定められた (たとえば、「条約」の第一四〇条第二項)。

「深海底」制度は海洋資源開発活動に重要な役割を果たす。人類共同財産との原則の実施に有利なばかりでなく、新しい国際的な海洋経済秩序の構築にも有利である。

第三に、国際的紛争の解決メカニズムを構築している。「条約」

約」は附属書六 (国際海洋法裁判所規程) に基づき「条約」の解釈と適用をめぐる紛争について権限を持つ国際海洋法裁判所 (the International Tribunal for the Law of the Sea) を設立しており、更には紛争を解決する強制的手続きも規定している。同時に、国際海洋法裁判所に、「深海底」活動の紛争を専門に処理する常設の裁判部を設置している。それが国際海底紛争裁判部 (the Seabed Disputes Chamber) である (たとえば、「条約」附属書六第一条第一項、「条約」の第二八六、二八七、二八八、二九六条、「条約」の第一八六、一八七、一八八条、「条約」附属書六第一四条)。国際海洋法裁判所およびその海底紛争裁判部の構築は、紛争の解決に有利に働き、海洋資源の開発活動の実施を確実に保証するものである。

第四に、「深海底」制度の原則を確実に実施するため、「条約」は更に予備的規定を定めている。すなわち、「条約」の第八二条には、沿岸国が二〇〇海里を超える大陸棚上の非生物資源を開発する場合には、国際海底機構を通して金銭を支払うか現物を拠出することが定められている。当該条項の規定には、獲得した利益を国際海底機構が公平に分配するとの「深海底」制度の原則が体现されている。同時に、「条約」第七六条第八項には、沿岸国の二〇〇海里を超える大陸棚の確定については「条約」が設立した機関、すなわち大陸棚限界委員会 (Commission on the Limits of the Continental Shelf) の提案を受け入れるべきことが定められている。この条項の規定は、国際機

関の役割を体现している。一九九七年に成立した大陸棚限界委員会はすでに実質的に業務を展開しており、ロシア、ブラジル、オーストラリアといった国から二〇〇海里を超える大陸棚に関する申請プランを受け取っている。

もちろん、様々なことが原因となつて、「条約」は海洋開発の面でお欠点を持つ。しかし肯定すべきことは、「条約」締約国の数からしても（現在までのところ「条約」締約国は一四八カ国があり）、各国の実践状況から見ても、「条約」は国際社会から普遍的に遵守されており、安定して発展していて、国際的な海洋活動を管理する権威ある文書となるにいたつてゐる。「条約」は各国の海洋資源開発のために重要な法的基礎を提供しているといえよう。

2 地域（二国間）の海洋開発の法律制度。わが国の海域と他国との間に紛争のある国の多くが東南アジアの国々である。しかし喜ぶべきことは、わが国はこうした国々と良好な国際関係を有していることである。こうした安定した関係は、地域（二国間）の法的制度も含めて、明らかにわが国が国の海洋開発戦略を実施する上で有利である。地域及び二国間に締結した協定は主に次のものである。

第一に、わが国は二〇〇三年六月二十八日、「東南アジア友好協力条約」および二つの修正議定書を批准してこれに加入した。当該条約は、ASEAN成立後をはじめ採択された法的拘束力を有する文書で、ASEAN加盟国の相互関係の行動準則であ

ると考えられている。中国の当該条約加入は、中国とASEAN諸国との間の政治的な相互信頼関係が深まり、協力レベルが更に高まったことの表れである。これは、中国とASEANとの関係の長期的な安定と発展に有利に働き、中国が良好な周辺環境を固める上でも有利であり、この地域の平和と安定を共同で守っていくためにも有利である。

第二に、わが国と東南アジア各国は二〇〇二年十一月四日、「南海各方向為宣言」に調印した。この宣言で各方は、次のことを宣言し、約束した。(1)「国連憲章」の主旨と原則、「条約」(国連海洋法条約)、「東南アジア友好協力条約」、平和共存五原則およびその他の国際法準則を踏まえて、平和と相互尊重を基礎とし、信頼関係構築の道を探ることを約束し、(2)武力に訴えたり、武力で互いに威嚇しあうのではなく、関連主権国家との友好的協議と話し合いを通して、平和的方法で相互間の領土、管轄権をめぐる紛争を解決することを約束し、(3)紛争を複雑にし、拡大し、平和と安定に影響を与える行動をとらずに、自制して、建設的な方法で対立を処理し、様々な方法で相互信頼関係を構築する道を探ることを約束し、(4)紛争が全面的に永久に解決するまで、協力できる部分を探し協力できるよう努め、協議と話し合いに力を入れて、紛争の平和的解決を推進することを約束し、(5)当該地域の平和と安定を促進する上で、南海における行動準則の制定がいかに重要かについて改めて確認した。この宣言の調印は、当該地域の平和、安定および経済的發展の

ため、関連諸国間の対立、紛争の平和で永久的な解決のために有利な条件を創り出すものである。

第三に、中越北部湾(トンキン湾)境界・漁業協力両協定が二〇〇四年六月三十日に発効した。中越北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の発効は重要な意味を持つ。中越双方は政治的な相互信頼を強め、協力分野を更に広げている。たとえば、「中越共同声明」(二〇〇五年十一月二日)で双方は、友好・相互信頼を増進し、互恵協力を推進し、共同发展を促進することは中越両国の根本的利益にかなうことであるとの認識を示した。双方は同時に、北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の実施状況について積極的に評価し、引き続きこの二つの協定を確実に実施し、海上の治安と漁業生産の秩序を共同で擁護し、北部湾(トンキン湾)共同漁区の漁業資源共同調査を積極的に展開し、境界をまたぐ石油天然ガス構造の探查探掘協力をスタートさせ、両国海軍の北部湾(トンキン湾)共同巡回を早期に実施することでも同意した。双方は、北部湾(トンキン湾)外の海域の境界画定についても早急に協議を開始し、当該海域での共同開発の問題を話し合うことでも同意した。北部湾(トンキン湾)境界画定協定と漁業協力協定の積極的な役割がすでに顕現していることがうかがわれる。

第四に、中国、フィリピン、ベトナムは二〇〇五年三月十四日、「南中国海合意区における三カ国共同海洋地殻活動に関する取極」に調印した。この取極の主な目的は、三者の協力を通

して、地震・地球物理的方法で紛争海域の地質構造や石油天然ガス埋蔵量を調査し、商業的探掘の価値があるか否かを判定することにある。この取極の調印と実施は、「紛争は据え置き、共同開発を行う」との原則を実行し、実質的な一歩を踏み出したという点で、当該地域の平和と安定の擁護の上で重要な意味を持つ。もちろん、これはまた「南海各方向行為宣言」の重要な措置でもある。この取極は、他の国との間の海洋紛争解決にも参考となるであろう。現在、三ヶ国はこの取極に基づいて所定の目標に向かって実施している。

上述の通り、国際社会、地域(二国間)の海洋開発の法的制度は、わが国が海洋開発戦略を実施する上で有利なものとなっている。

四 中国における海洋開発に関する法的制度の特徴及び今後の主な任務

(一) 中国における海洋開発に関する法的制度

1 中国における海洋開発に関する法的制度の概要。現在までのところ、わが国が制定した、海洋活動を規範する法規には主に次のようなものがある。「中華人民共和国(以下中国と略称)政府の領海に関する声明」(一九五八年九月四日)、「中国の対外協力による海洋石油資源探掘条例」(一九八二年一月三十日、二〇〇一年九月二十三日改訂)、「中国海洋環境保護法」(一九

八二年八月二十三日、一九九九年十二月二十五日改訂)、「中国海上交通安全法」(一九八三年九月二日)、「中国石油探查開発環境保護管理条例」(一九八三年十二月二十九日)、「中国船舶海域污染防治管理条例」(一九八三年十二月二九日)、「中国海洋廢棄物投棄管理条例」(一九八五年三月六日)、「中国漁業法」(一九八六年一月二十日、二〇〇〇年十月三十一日改訂)、「中国鉅産資源法」(一九八六年三月十九日、一九九六年八月二十九日改訂)、「中国船舶解体による環境汚染防止管理条例」(一九八八年五月十八日)、「海底電線パイプライン敷設管理規定」(一九九〇年二月十一日)、「中国海岸工事建設プロジェクトによる汚染被害防止のための海洋環境管理条例」(一九九〇年五月二十五日)、「中国陸源汚染物による汚染被害防止のための海洋環境管理条例」(一九九〇年五月二十五日)、「中国領海および接続海域法」(一九九二年二月二十五日)、「全国人民代表大會常務委員會の国連海洋法条約批准に関する決定」(一九九六年五月十五日)、「中国涉外海洋科学研究管理規定」(一九九六年六月十八日)、「中国排他的經濟水域及び大陸棚法」(一九九八年六月二十九日)、「中国海域使用管理法」(二〇〇一年十月二十七日)、「海洋行政処罰実施方法」(二〇〇二年十二月二十五日)、「無人島保護・利用管理規定」(二〇〇三年七月一日)、「投棄区管理暫定規定」(二〇〇三年十一月十四日)、「海底電線パイプライン保護規定」(二〇〇四年一月九日)。ただし上述の海洋法律・規定・条例は部門法または具体法または原則法であ

り、これらが調整するのは各管理機関が管轄する局部的な利益であつて、全体性、調整性には欠けるという欠点があるとおもわれている。

2 わが国の海洋開発に関する法的制度に存在する問題。一般的に、主に次のような問題があると認識されている。

第一に、法的制度が十分に整備されていない。様々な原因により、わが国の海洋をめぐる法律制度は主に改革開放政策が実施されるようになってから構築され、発展したものである。特に、わが国が一九九六年に「条約」に加入する前後に海洋をめぐる法律制度が制定されている。こうした法律は改革開放政策によって求められたものであり、改革開放政策の産物であり、更に発展させ、豊かにし、整えていく必要がある。また、一部の法規はすでに現在の情勢に適合しなくなっており、改訂の必要がある。このため、わが国は現在その整備に努めている。たとえば、現在立法中の主な法規には、島嶼立法、海域使用権管理条例、海域使用金徴収管理条例などがある。これについては肯定的に評価するに値する。

第二に、ばらばらに分断されている。わが国には海洋事務または海洋活動を管理する機関が数多くあり、窓口が多く、権利、義務責任が不明確で、ばらばらに分断されている。こうした状況で、海洋事務のスピード、複雑さ、多様性、感受性に対応することは明らかに無理があり、海洋事務につきスピードに決定し、反応し、解決することは不可能である。

第三に、全体性、全局性に欠ける。海洋法規の制定部門が多く存在するため、海洋活動の規範も各自が管轄する範囲または区域にのみかわるものとなり、部門間の協力、調整、意思の疎通が十分ではない。そのため、総合的に国の海洋政策を実施することができず、総合的に国の海洋事務を管理することができず、総合的に国の海洋権益を守ることができない。これでは、海洋事務の発展情勢、要求、ニーズにこたえることは明らかに不可能である。

第四に、奨励・補償メカニズムに欠ける。周知の通り、海洋資源の開発、利用には巨額の資金と先進的な技術が必要である。しかし、わが国の海洋法律、法規の多くは、企業による海洋資源開発への投資を積極的に奨励、補償する具体的な措置、優遇政策に欠ける。これでは開発者または投資者の海洋開発への積極性を引き出すには明らかに不利である。

以上の通り、わが国には基本的に海洋の法律体系ができてきているが、重大な欠陥があり、国の海洋開発戦略面での必要を考慮しても、明らかにギャップがある。よって、現在、これらを整備する必要がある。

(二) 中国における海洋開発に関する法的制度の完備についての今後の主な任務

わが国の海洋開発をめぐる問題については、主に次の二つの面から政策と法的制度を完備または整備していく必要がある。

1 国際社会、地域（二国間）の海洋開発をめぐる法的制度を

利用し、整備すること。上述の通り、国際社会や地域（二国間）の海洋開発をめぐる法的制度はわが国が海洋開発戦略を実施する上で有利であり、わが国はこれを正しく利用しなければならぬ。そのためには、わが国は「条約」や地域（二国間）の関連の条約の義務を積極的に履行する必要がある。そして、他国との協力を次々と拡大し、世界や地域の海洋活動に引き続き積極的に参与し、わが国の海洋事務への対応力を高め、平和的な方法で各種海域紛争を解決しなければならない。また、わが国は大国としての政治外交面での優位性を利用し、世界の平和と安定の維持に力を注ぎ、とりわけわが国の周辺地域の平和と安定を守ることで、海洋開発戦略を実施する有利な環境を確実に保証しなければならない。

2 わが国の海洋開発をめぐる政策と法的制度を整える。わが国が国家海洋開発戦略を順調に実施できるよう保障し、わが国の現代化のためのエネルギー供給を確実に保障し、調和またはバランスのとれた社会を築くため、また世界の平和と発展に寄与するため、国家海洋開発に関する政策と法的制度の制定を含め、特に海洋開発をめぐる法的制度を更に整備していかなければならない。具体的には、中国における海洋開発に関する政策と法的制度について、次の主な任務が挙げられる。

第一に、中国の「憲法」に「海洋」用語の増加。つまり、海洋の地位をアップさせるために、「憲法」の第九条に「海洋」用語を入れる。すなわち、「海洋」も国の自然資源の一つであ

ることを確認させる。

第二に、総合的な海洋機関の設置。中国における海洋に関する管轄部門が多く、かつ調整がよくないなどの欠点がある。中国は早期に「海洋事業発展企画」または「海洋基本法」の制定により、海洋活動、利用と開発などに関する総合的な機関を設置しなければならない。

第三に、海洋に関する具体的法例・条例の制定と完備。中国は、たとえば、「領海と接続水域法」、「排他的経済水域及び大陸棚法」などにおいて抽象的な原則を具体化する法例・条例などを制定しなければならない。たとえば、二〇〇六年八月三十日に、中国の国務院が、「海洋環境法」に基づいて、「海洋工事または構築物の建設により海洋環境管理への汚染と損害の防止に関する条例」(二〇〇六年十一月一日より実施)を採択した。今後、中国はこのような具体的な法の法例・条例の制定・完備の任務が重い。

第四に、海洋に関する政策と業績の発表。中国は、一九九八年五月に「中国における海洋事業に関する発展(白書)」を発表して以来、海洋に関する政策と業績を発表・公開したことがあるので、他国が中国の海洋に関する政策と業績を了解するために、また、海洋紛争を合理的に解決するために、海洋に関する白書の発表の必要があると思う。

五 おわりに

中国は「海洋開発戦略」を打ち出して以来、海洋開発をめぐる政策と法制の構築と整備に力を尽くし、ある程度の成果をあげてきた。しかし、中国が直面する海洋開発をめぐる情勢は依然として非常に厳しく、手を緩めることはできない。わが国政府は一方で国際社会、地域または区域、そして二国間の海洋開発制度を積極的に利用する必要がある。また、一方で、国内の海洋開発をめぐる法制の整備を引き続き行う必要がある。これには、たとえば、海洋基本法、海洋開発法の制定、「排他的経済水域及び大陸棚法」の附属法規・法例の制定などが含まれる。よって、国際社会または地域的な平和を維持させ、そして二国間の海洋をめぐる紛争の合理的な解決、中国の海洋事業の発展、国の海洋権益の確保などを実現させる。

主な参考文献：

- 1 高 之国、賈 宇、張 海文主編…「国際海洋法の新発展」海洋出版社 二〇〇五年
- 2 高 之国、賈 宇、張 海文主編…「国際海洋法の理論と実践」海洋出版社 二〇〇六年
- 3 傅 昆成主編…「中国海洋法学評論」二〇〇五年第一号(二〇〇五年三月)

- 4 傅 昆成主編・・【中国海洋法学評論】二〇〇五年第二号（二〇〇五年十二月）
- 5 朱 曉青主編・・【国際法】社会科学文献出版社 二〇〇五年
- 6 海洋政策研究財団編・・【中国の海洋政策と法制に関する研究】二〇〇六年三月